

令和7年3月八峰町議会臨時会会議録

令和7年3月19日（水曜日）

議事日程第3号

令和7年3月19日（水曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 日程の追加について
- 第3 議案第25号 令和7年度八峰町一般会計予算
- 第4 議案第26号 令和7年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第5 議案第27号 令和7年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
- 第6 議案第28号 令和7年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
- 第7 議案第29号 令和7年度八峰町沢目財産区特別会計予算
- 第8 議案第30号 令和7年度八峰町営診療所特別会計予算
- 第9 議案第31号 令和7年度八峰町簡易水道事業会計予算
- 第10 議案第32号 令和7年度八峰町下水道事業会計予算
- 追加日程第1 議案第39号 物品の取得について（住基ネットワークシステム機器）
- 追加日程第2 議案第40号 損害賠償の和解について
- 追加日程第3 議案第41号 令和6年度八峰町一般会計補正予算（第11号）
- 追加日程第4 諸般の報告
- 第11 発議第3号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書
- 第12 発議第4号 「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書
- 第13 発議第5号 介護保険制度の抜本改善・介護従事者の処遇改善を求める意見書
- 第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 第15 常任委員会の閉会中の所掌事務の調査について

出席議員（12人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一八	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	5番 水木壽保	6番 菊地薫

7番 腰山良悦      8番 見上政子      9番 須藤正人  
10番 門脇直樹    11番 山本優人    12番 皆川鉄也

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	堀内満也	副町長	田村正
教育長	鈴木洋一	総務課長	和平勇人
財政課長	堀内敬文	企画政策課長	高杉泰治
建設課長	浅田善孝	防災町民課長	工藤善美
農林水産課長	堀内和人	商工観光課長	成田拓也
税務会計課長	今井利宏	福祉保健課長	菊地俊平
教育次長	山本節雄	学校教育課長	山本望
生涯学習課長	石上義久	農業委員会事務局長	内山直光

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木高	議会事務局庶務係長	須藤佳奈子
--------	------	-----------	-------

---

午前10時00分開議

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

秋田銀行さんには本当、毎日の議会傍聴、ご苦勞様でございます。本年度最後の最終日でありますので、よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、6番菊地 薫君、7番腰山良悦君、8番見上政子さんの3名を指名します。

日程第2、日程の追加についてを議題とします。

議事日程の追加につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営副委員長よりご報告願います。見上議会運営委員会副委員長。

○議会運営委員会副委員長（見上政子君） おはようございます。議会運営委員会副委員

長の見上です。

委員長に代わってご報告申し上げます。

当委員会は、本日、議長同席のもと、議会運営委員会を開催し、議事日程の追加について協議いたしました。

その結果、議案第39号から議案第41号及び議会改革検討委員長の諸般の報告を本日の日程に追加することを決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。ただいまの議会運営委員会副委員長報告のとおり、議事日程を追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会副委員長報告のとおり議題とすることに決定しました。

お諮りします。本日の議事日程のうち、3月5日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました、日程第3、議案第25号、令和7年度八峰町一般会計予算から日程第10、議案第32号、令和7年度八峰町下水道事業会計予算までの議事につきましては、予算特別委員長の報告の後、適時、八峰町議会会議規則第37条の規定を運用しながら進行してまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認め、お諮りのとおり議事を進行してまいりますので、よろしく願いをいたします。

これより令和7年度八峰町一般会計予算、各特別会計予算及び各公営企業会計予算の審査の経緯と結果について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。菊地予算特別委員会委員長。

○予算特別委員会委員長（菊地 薫君） 3月5日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました、議案第25号、令和7年度八峰町一般会計予算から議案第32号、令和7年度八峰町下水道事業会計予算の審査経過の概要とその結果についてご報告いたします。

本議案については、3月7日と10日の分科会、3月13日と14日の全体会において慎重に審査いたしました。

その結果、議案第25号、令和7年度八峰町一般会計予算、議案第26号、令和7年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第27号、令和7年度八峰町介護保険事

業勘定特別会計予算、議案第28号、令和7年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議案第29号、令和7年度八峰町沢目財産区特別会計予算、議案第30号、令和7年度八峰町営診療所特別会計予算、議案第31号、令和7年度八峰町簡易水道事業会計予算、議案第32号、令和7年度八峰町下水道事業会計予算は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。

なお、令和7年度予算に関する付帯意見を文書にて提出いたします。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 日程第3、議案第25号、令和7年度八峰町一般会計予算を議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 一般会計に反対をいたします。

その理由として、ハタハタ館の施設設備が過去5年間で2億円を超えました。今予算修繕費7,000万円計上されています。放置すれば営業に支障が出ることは理解できますが、大規模改修が次々沸き上がるのがホテル型のハタハタ館だからであります。町と秋田銀行からの借入金が年900万円返済が始まります。月にすると80万円になります。赤字のツケは国民の血税で穴埋めされます。これらの支出で住民の要望していることが叶わないことが多くなることを案じています。

高齢者が補聴器の購入のための補助を要望するのに、1人、年5万円としても10人で50万円です。児童生徒の給食費は、あと600万円が無償ができます。今後、ハタハタ館エリアに道の駅を含めどのような構想になるのかも分からないまま、モンベル社にロゴマーク登録に五十数万円支払うことが予算になっています。モンベル社に店舗を提供するのにどのくらいの予算がかかるか分かりません。観光に特化した第三セクターのほとんどの自治体は運営困難になり、負の遺産を抱えています。入浴料が値上げされ、ますます町民離れが続きます。入浴料が700円に値上げされ、休憩室の利用料も値上げされました。町民の健康の増進と福祉の向上のために利用しやすいものにはなっていません。また、各事業予算が縮小されて、各課が削減に努力したことがうかがえます。それは、今後住民の小さな要望が出されても、「お金がないから」の合い言葉が職員から聞こえてくるのが目に見えています。住民が我慢した分、観光目当ての大開発に当てられてはなりません。

以上の予算の組み方に反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。  
この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第26号、令和7年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算を議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 国民健康保険事業特別会計に反対をいたします。

この理由として、改定マイナ保険法のもと、国保税滞納者に発行していた短期証明書がなくなり、1年以上滞納している世帯に特別療養給付支払型の資格確認書が発行され、100%自己負担になります。当町では13世帯17人が対象になります。違う保険証を提出することは大変なストレスから病院の行き渋りが出てきます。病気の悪化も始まります。この制度を利用しなくとも済むような対策を減免申請や対象世帯とよく話し合い、状況に合わせた支払い計画を立てることです。国もこれを進めています。そして、やむを得ない場合は滞納処分執行停止を取り、特別療養給付型支払資格確認書は廃止すべきです。

高過ぎる国保料の軽減策として、小学生から高校生にも1人当たりの均等割が課せられています。この均等割を廃止して、子育て支援のためにも国保料減額をすべきであります。この施策は子育て支援策として一般会計から引き落とすことができます。

これらの施策がないことから反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。  
この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第27号、令和7年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算を議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 介護保険事業特別会計に反対をいたします。

介護保険税の普通徴収が290前後と思われます。月1万5,000円未満の方々には保険料支払いが困難です。厚生老齢年金を受けている80代までの方で地元で働いてきた人は、特に最低賃金だと思います。定年後、働いても国民年金に少し上乗せするだけだと思います。90代の方々の国民年金は、介護保険料を払うことが精いっぱいだと思います。いざ施設を利用したくとも高すぎて自分の年金では賄えないことに対して大変な不安を感じています。訪問介護、生活支援が国の施策で報酬が減らされ、事業倒産が相次いでいます。秋田市は社協の訪問介護事業を撤退しました。この制度そのものが本当に必要としている介護の認定者や要支援の方々に利用できないものになっています。そのことは、国庫支出金や包括支援事業について減額されていることにも見えております。

このような介護保険制度そのものに反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第28号、令和7年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 後期高齢者医療特別会計に反対をいたします。

75歳以上の保険制度は、年金が少額であったり無年金者でも必ず保険料を払わなければなりません。普通保険料は、前年比増えております。納付書が届いても支払うことが

困難になると、国保と同じ特別療養給付支払型資格確認書が適用されます。10割負担になります。入院して生活が苦しくとも、国保のような医療費を払えない場合の医療費一部負担減免制度がありません。

後期高齢者医療保険の運営は県に統一されて、地方の首長の方々が委員となって構成されています。内容は公表されているが、身近にあるものではありません。そして、それぞれ委員の方々から低所得者の実態について報告されていることはありません。被保険者の声が伝わっていないと思います。

以上のことから、この制度そのものに反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第29号、令和7年度八峰町沢目財産区特別会計予算、日程第8、議案第30号、令和7年度八峰町営診療所特別会計予算、日程第9、議案第31号、令和7年度八峰町簡易水道事業会計予算、日程第10、議案第32号、令和7年度八峰町下水道事業会計予算は、八峰町議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、日程第7、議案第29号、令和7年度八峰町沢目財産区特別会計予算から日程第10、議案第32号、令和7年度八峰町下水道事業会計予算は、一括議題とすることに決定しました。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、これで討論を終わります。

これより議案第29号から議案第32号を一括して採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第29号から議案第32号は原案のとおり可決されました。

追加日程第1、議案第39号、物品の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長(工藤善美君) 議案第39号についてご説明いたします。

議案第39号、物品の取得について。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、下記のとおり物品を取得することについて議会の議決を求めるものであります。

1. 物 品 名 住民基本台帳ネットワークシステム機器

2. 取 得 金 額 1,633万5,000円

3. 契約の相手方 秋田市仁井田新田二丁目16-13

山二システムサービス株式会社

代表取締役 西村幸彦

4. 支 出 項 目 令和6年度八峰町一般会計

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

1 目 戸籍住民基本台帳費

令和7年3月19日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由でございます。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上の動産の取得にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

住基ネットの機器、パソコンやソフトウェアには保守期限があり、機器の不具合や故障した時に交換部品が調達できず、システムが通じなくなるようなリスクを回避するため、6年周期を目処に定期的な機器の更新を行ってまいりました。平成14年の第1次稼働から今回で4回目の更新となる機器を購入するためのものであります。

説明は以上でございます。何とぞご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第39号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） おおよそで想像はできますけども、随分説明が不十分だと思うんですね。1,600万円の機械、まあ何が、パソコンが何台で、どういうものの機械があつてというふうな概要すら出てないのであればね、イメージ湧かないと思うんですよ。例えばね、重機、除雪車なんかを1,600万円するから分かりますよ。でもこれについてはですね、パソコンが何台とかプリンターが何台とか、そしてハードディスクが何台とかつていうね、おおよそのそういうものが何にもないまま、いや、これ更新しますよと言われてもちょっと説明が不十分だと思いますが、今一度お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） 山本議員のご質問にお答えします。

大変申し訳ありませんでした。明細内訳等ございますので、後ほど皆様にご提出させて、アップさせていただきますということでよろしくお願ひいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2、議案第40号、損害賠償の和解についてを議題とします。

当局の説明を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） 議案第40号についてご説明いたします。

議案第40号、損害賠償の和解について。

八峰町峰浜田中字田上に設置しております防火貯水槽の借地料について、誤って第三

者に支払っていたため、下記のとおり損害を賠償し和解するにつき、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

令和7年3月19日提出

八峰町長 堀内満也

和解の内容でございます。

- 1、本件の損害賠償金の総額は、4万710円とする。
- 2、上記損害賠償金は、八峰町が相手方の指定した口座に振り込む。
- 3、和解の相手方が、八峰町に対して、本件に関し今後上記の金員を除き一切の請求をしない。

和解の相手方 個人であります。

今回の事案は、防火貯水槽が設置されていた土地の地番を誤って把握していたため、本来の土地所有者に借地料が支払われていなかったものであり、その損害賠償の額を定め、和解するためのものでございます。

説明は以上でございます。何とぞご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第40号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 全協でも説明受けましたけれども、これは何年間続いていたのか。また、貯水槽のこの借地しているところが何か所かあると聞いたことがありますけれども、忘れまして。その人たちとの現在の方々について契約がしっかりなされているのかどうなのか。今後こういうことがないためにどういうことを措置を取っていくのか伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） 見上議員のご質問にお答えします。

まず何年分なのかというふうなことでございましたが、こちら、うちの方の書類、伝票の方でそこに間違っって個人に払っていたという記憶が残っておるのが平成23年からでございましたので、13年間分となります。

あと、防火貯水槽の方が八峰町内で何件あるのかというふうなご質問ですが、八森地区は31か所、峰浜地区は36か所になります。こちらのものについての契約は、現在、

契約書としての取り交わしはしておりません。今後、令和7年度におきまして契約書を作成の上、借地料の契約を締結する予定でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

追加日程第3、議案第41号、令和6年度八峰町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第41号、令和6年度八峰町一般会計補正予算（第11号）についてご説明いたします。

令和6年度八峰町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億1,101万1,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

令和7年3月19日提出

八峰町長 堀 内 満 也

このたびの補正は、ただいまご可決いただきました議案第40号の損害賠償の和解に伴う賠償金を追加補正するものでございます。

それでは、6ページ・7ページをお開きください。

歳入の補正でございますが、賠償金の補正財源として財政調整基金から4万1,000円

を繰り入れるものでございます。

8 ページ・9 ページをお開きください。

2 款総務費 1 項 1 目一般管理費の21節に賠償金 4 万1,000円を追加するものでございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。終わります。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第41号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

追加日程第4、諸般の報告を行います。

議会改革検討委員会委員長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。菊地議会改革検討委員会委員長。

○議会改革検討委員会委員長（菊地 薫君） 議会改革検討特別委員会の審査結果についてご報告いたします。

本件につきましては、令和5年12月八峰町議会定例会において本委員会に付託され、議員定数、議員報酬、議員のなり手不足、政務活動費、議会報告会等について協議し、審査いたしました。

その結果、議員定数については、合併後4名を削減してきたこと、多様な民意を反映するためには一定の議員数が不可欠であること、地域の特性などにも十分配慮すべきであることから、令和8年の改選期については、現状の12名とする。

議員報酬については、議員は住民の代表として福祉向上のために奉仕者として努めることが職責であり、その職責は報酬額により左右されるべきではないこと、現状、県内

や全国の平均を下回っていないことから、在任中の改定は行わない。

議員のなり手不足については、少子高齢化と人口減少が進む中、なり手不足問題は議会議員に限らず多くの団体においても深刻な問題となっている中、条例で立候補に際し兼務制限していることは、なり手不足対策に繋がらないこと。また、制度上も兼務は認められていることから、八峰町議会議員の政治倫理確立に関する条例第3条第3号を削る。

政務活動費については、設置しない。

議会報告については、令和6年度から住民にも周知した行政視察報告会を継続し、その際に住民から議会に対する意見をもらえるような時間を設けるとともに、より住民が参加しやすい時間・曜日の設定や地区ごとの開催についても検討する。

以上のおりとなりまして、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） 日程第11、発議第3号、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書を議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） この発議に対して反対いたします。

まず最初に、政府においてですね、この診療報酬、介護報酬等、十分審議した上でこれを決めているのでありましてですね、それを決めたことに対して町でもそういう保健業務をやっているという関係から見ると、それに賛同した議員の立場であることから、それに対して、この保険証は意に沿わない意見書となっているということが一つであります。それと、全ての医療現場で働く人だけが賃上げをすれという一方的な偏った意見というのは、私は間違っているだろうと。まあ全てでやるのであれば地元の中小的企業の方々の従業員給与、農林業の従事者、その方々の報酬も当然上がるように書く、それを求めるというふうなことが必要なんだろうと思いますから、私はこの発議に反対いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第12、発議第4号、「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書を議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより発議第4号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第13、発議第5号、介護保険制度の抜本改善・介護従事者の処遇改善を求める意見書を議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） この介護事業、陳情書の時にも発言いたしました。私は親の介護責任、扶養責任を国に任せているという考えからですね、十分自分の負担能力の中で支払うべきものと考えています。そういうことから見るとですね、考えるとですね、この増える介護料金というものを国で支払うようにだけ要望する、こういう発議というのは私の考え方からすると間違っているだろうと。自らの収入からいくらかでもですね、負担能力の伴う部分について支払っていくべきというふうに思っているところであります。

それともう一点は、介護事業者が非常に多く国内に進出しておるわけですが、この人不足の中でですね介護事業者が増えている現状というのは、非常に何ていう、経営的に成り立たない状況の中で運営されている事業なわけです。これがもう少し介護事業者が効率よく縮小して、まあ集合してやるようになると、この介護従事者の労働というものも効率的に運営なるというふうに私は考えるわけです。

そういうことからですね、この介護事業者の運営そのものが間違っているというふうに私は思います。ですから、そういうことを全部チャラにしてですね国が負担せというふうなこの意見書に対する発議ってというのは、私は議員としては町を背負っていく立場の一人の立場としても反対せざるを得ないということでもあります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。お諮りします。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第14、議会運営委員会の閉会中の所掌事項の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所掌事項のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定により、次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第15、常任委員会の閉会中の所管事項の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、八峰町議会委員会条例第2条に規定する所管事項について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和7年3月八峰町議会定例会を閉会します。

お疲れ様でございました。

---

午前10時48分 閉 会

